

児童手当制度が改正されました

改正点

- 対象年齢が、小学3年生から6年生までに拡大されました。
- 所得制限限度額が、引き上げられました。

平成18年4月1日から、児童手当制度が改正されました。支給対象年齢が、小学校3年生修了前から、小学校6年生修了前までに拡大され、併せて所得制限限度額が引き上げられました。

新たに、手当を受けようとする方は、9月29日(金)までに福祉課(公務員の方は勤務先)で手続きが必要になります。なお、今回の制度改正に伴い対象となる方には、個別にご案内します。



◆制度改正に伴う必要な手続き

対象	児童手当	必要な手続き
小学校5・6年生の児童がい	受けている	額改定請求
	受けていない	認定請求
小学校4年生以下の児童がい	受けている	なし
	受けていない	認定請求

◆所得制限限度額(平成18年4月分の手当から) 単位:万円

扶養親族等の数	国民年金等に加加入の方		厚生年金等に加加入の方	
	平成18年3月31日まで	平成18年4月1日から	平成18年3月31日まで	平成18年4月1日から
0人	301	460	460	532
1人	339	498	498	570
2人	377	536	536	608
3人	415	574	574	646
4人	453	612	612	684
5人	491	650	650	722

* 扶養親族等が6人以上の場合は、1人につき38万円を加算。

* 老人控除対象配偶者・老人扶養親族がおられる場合は、1人につき6万円を加算。

◆福祉課

福祉担当

☎ 6573

有線 7772

基本健診・がん検診日程

実施日		検診名	基本健診	胃がん	大腸がん	子宮がん	乳がん
受 午前 9:00~10:30 付 午後 1:30~ 3:00		自己負担金	1,300円	1,000円	600円	700円	1,500円
6/5(月)	午前	保健センター	●				
6/7(水)	午前	必佐公民館	●	●	●		
	午後	保健センター	●				
6/8(木)	午前	西大路公民館	●	●	●		
6/14(水)	午前	保健センター	●				
6/15(木)	午前	保健センター	●	●	●	●	●
6/16(金)☆	午前	保健センター	●			●	●
6/21(水)	午前	保健センター	●	●	●	●	●
6/22(木)	午前	保健センター	●				
6/23(金)	午前	西桜谷公民館	●	●	●		
6/27(火)	午前	南比都佐公民館	●	●	●		
	午後	東桜谷公民館	●	●	●		
6/28(水)	午前	保健センター	●				
	午後	保健センター	●				
6/29(木)	午前	保健センター	●	●	●		
6/30(金)	午前	鎌掛公民館	●	●	●		
7/12(水)	午前	保健センター	●	●	●		
7/20(木)	午前	保健センター	●	●	●		
7/25(火)	午前	日野公民館	●	●	●		
	午後	保健センター	●				
7/28(金)☆	午前	保健センター	●	●	●	●	●
8/2(水)	午前	保健センター	●	●	●	●	●
9/14(木)	午前	保健センター		●	●		
9/27(水)☆	午前	保健センター		●	●	●	●
9/29(金)	午前	保健センター		●	●	●	●
10/1(日)	午前	保健センター		●	●		

☆印は女性のための健診日です。

基本健康診査・がん検診のお知らせ

皆さん、年に1度は健康診断を受けていますか?保健センターでは、左の日程で基本健診とがん検診を実施します。日ごろ健康診断を受ける機会のない方、定期的に病院などへ受診されていない方は、ぜひこの機会に受けてください。



※がん検診は予約が必要です(2週間前までにお申し込みください)。子宮がん(20歳以上)・乳がん(40歳以上)は、2年に1回の偶数年齢で受けていただくように変わりましたのでご注意ください。

※70歳以上の方はすべての検診料が無料です。

◆問い合わせ・申し込み先

保健センター

☎ 6574

有線 7777